



2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 東 宝 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 松 岡 宏 泰
(コード番号 9602 東証プライム、福岡)
問合せ先 執行役員
コーポレート本部経理財務担当 吹 春 剛
(TEL. 03-3591-1218)

自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元の充実を図るため、2025 年 4 月 14 日に公表しました「東宝グループ 中期経営計画 2028」において、年間配当金 85 円を下限に置きながら、配当性向 35% 以上、かつ、機動的な自己株式取得の実施を目標に掲げております。

2025 年 2 月期における 1 株当たり配当額については、第 2 四半期末が 35.00 円、期末が 50.00 円であり、通期では 85.00 円となり、連結配当性向は 33.4%でありました。2026 年 2 月期における 1 株当たり配当額については、第 2 四半期末が 42.50 円、期末が 42.50 円、通期では 85.00 円を予定しております。

当社は、自己株式の取得について、将来の経営の機動性を確保するため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

なお、当社は、過去 5 年間に於いて、以下のとおり当社普通株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2020 年 1 月 14 日開催 取締役会	2020 年 1 月 15 日～ 2020 年 7 月 3 日	2,000,000 株	6,859,018,600 円
2021 年 4 月 13 日開催 取締役会（注 1）	2021 年 4 月 14 日～ 2021 年 5 月 17 日	1,366,503 株	5,750,244,624 円
2022 年 7 月 12 日開催 取締役会	2022 年 7 月 13 日～ 2022 年 9 月 9 日	1,000,000 株	5,098,694,000 円
2022 年 10 月 12 日開催 取締役会	2022 年 10 月 13 日	1,000,000 株	5,080,000,000 円
2024 年 4 月 15 日開催 取締役会	2024 年 4 月 16 日～ 2024 年 5 月 1 日	4,000,000 株	20,045,689,900 円

（注 1） 当社は、上記 2021 年 4 月 13 日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の公開買付

けにより、2021年4月14日から2021年5月17日までを買付期間として、1,366,503株（当該公開買付けに係る公開買付届出書の提出日である2021年4月14日時点の発行済株式総数（186,490,633株）から、2021年2月末日時点の当社が所有する自己株式数（8,834,605株）を控除した株式数（177,656,028株）に対する割合：0.77%（小数点以下第三位を四捨五入））を取得しております。

このような状況の下、当社は、2025年3月上旬に、当社の株主であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下、「エイチ・ツー・オー リテイリング」といいます。2025年2月28日時点の所有株式数：8,797,852株、2025年2月28日時点の所有割合（注2）：5.19%、2025年2月28日現在の株主順位：第五位）より、その所有する当社普通株式の一部である1,700,000株程度について、エイチ・ツー・オー リテイリングが2024年5月15日に公表した「中期経営計画（2024-2026年度）」において、企業価値・株式価値の向上に向けた資本・財務戦略のうち、総資産・自己資本コントロールの一環として、政策保有株式など低収益資産の売却に取り組むことを目標として掲げているところ、政策保有株式の見直しの一環で売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、当社は、エイチ・ツー・オー リテイリングの株式を保有していない一方で、エイチ・ツー・オー リテイリングは、当社とエイチ・ツー・オー リテイリングのその他の関係会社である阪急阪神ホールディングス株式会社を中心に構成される企業グループである阪急阪神東宝グループとの関係強化のため当社株式8,797,852株（2025年2月28日時点の所有割合：5.19%）を保有しており、2025年10月15日現在当社の取締役である嶋田泰夫は、エイチ・ツー・オー リテイリングの取締役を兼務しています。

（注2） 「2025年2月28日時点の所有割合」とは2025年2月28日現在の発行済株式総数（186,490,633株）から、同日現在の自己株式数（16,933,801株）を控除した株式数（169,556,832株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。以下、「2025年2月28日時点の所有割合」の箇所は同じです。

当社は、エイチ・ツー・オー リテイリングからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響並びに当社の財務状況等に鑑みて、2025年3月上旬より、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるると同時に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと、2025年7月下旬に判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると、2025年7月下旬に判断いたしました。

そして、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと、2025年7月下旬に判断いたしました。

そこで当社は、2025年7月下旬に、エイチ・ツー・オー リテイリングに対し、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案した

ところ、2025 年 8 月上旬に、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

それを受けて、当社は、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間でさらに協議を重ねた上で、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ熟慮検討した後、2025 年 8 月中旬に、本公開買付けのディスカウント率及び買付予定数の上限の具体的な条件についてエイチ・ツー・オー リテイリングと協議いたしました。

その中で、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、エイチ・ツー・オー リテイリングより、売却時期や株価水準等の状況を鑑みて、キャッシュ・フローその他に与える影響を考慮し、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する当社株式全て 8,797,852 株（2025 年 5 月 31 日時点の所有割合（注 3）：5.19%）ではなく、そのうち、1,700,000 株（2025 年 5 月 31 日時点の所有割合：1.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

（注 3）「2025 年 5 月 31 日時点の所有割合」とは 2025 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（176,000,000 株）から、同日現在の自己株式数（6,443,325 株）を控除した株式数（169,556,675 株）に対する割合をいいます。以下、「2025 年 5 月 31 日時点の所有割合」の箇所は同じです。

また、当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2025 年 10 月 14 日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して 10%のディスカウントとなる価格を本公開買付価格とすることをエイチ・ツー・オー リテイリングに提案し、エイチ・ツー・オー リテイリングから了承を得ました。なお、ディスカウント率は、2022 年 1 月以降に決議され、2025 年 7 月 31 日までに公開買付けが終了した自己株式の公開買付けの事例 93 件のうち、ディスカウント率を用いて実施された事例 81 件（以下、「本事例」といいます。）において 10%程度（9%超～10%）の事例が 64 件と最多であり、当社株式の株価ボラティリティを考慮してもディスカウント率 10%が適切であると判断しました。ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、直近の業績が十分に株価に反映されているものと考えられる市場価格とすることが望ましいと考え、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である 2025 年 10 月 15 日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日までの一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値ではなく、同日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値からディスカウントを行った価格を本公開買付価格とすることとしました。

その結果、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、エイチ・ツー・オー リテイリングより上記条件にてその所有する当社普通株式 8,797,852 株（所有割合（注 4）：5.19%）のうち、1,700,000 株（所有割合：1.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の覚書を交わすことといたしました。

（注 4）「所有割合」とは 2025 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（176,000,000 株）から、同日現在の自己株式数（6,428,271 株）を控除した株式数（169,571,729 株）に対する割合をいいます。以下、「所有割合」の箇所は同じです。

また、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、エイチ・ツー・オー リテイリングが応募する旨の意向を表明している当社普通株式 1,700,000 株のうちの一部を取得することとなります。当社は、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募する旨の意向を表明している当社普通株式 1,700,000 株の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式を取得する予定はなく、エイチ・ツー・オー リテイリングからは、当社が取得することができなかった当社普通株式については市場で売却することを検討する旨の回答を 2025 年 10 月 15 日に得ております。また、エイチ・ツー・オー リテイリングからは、本公開買付けに対して応募しない 7,097,852 株（所有割合：4.19%）については現時点に

おける処分等については未定であり、今後の選択肢について検討する方針であることを確認しております。

以上を踏まえ、当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される会社法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である 2025 年 10 月 15 日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 9,758 円に対して 10% ディスカウントを行った価格 8,782 円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすることを決議し、同日付でエイチ・ツー・オー リテイリングとの上記覚書を締結いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数は、エイチ・ツー・オー リテイリング以外の株主にも応募の機会を提供するという観点及び本事例において応募予定株式数に 15%以上のバッファを上乗せした事例も存在することを踏まえ、1,700,000 株に一定のバッファを上乗せした 2,000,000 株（所有割合：1.18%）を上限としております。

また、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、当社の取締役である嶋田泰夫は、本書提出日現在エイチ・ツー・オー リテイリングの取締役を兼務していることから、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてエイチ・ツー・オー リテイリングとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、「2026 年 2 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 8 月 31 日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約 532 億円であり、充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

（1）決議内容

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	2,000,100	17,564,878,200

（注 1） 取得する株式総数の本書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は、1.14%です（小数点以下第三位を四捨五入）。なお、取得する株式総数の所有割合は、1.18%です。

（注 2） 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式総数の上限株数です。

（注 3） 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元（100 株）を加算しております。

（注 4） 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

（注 5） 取得することができる期間は、2025 年 10 月 16 日から 2025 年 12 月 31 日までです。

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025 年 10 月 15 日（水曜日）
② 公開買付開始公告日	2025 年 10 月 16 日（木曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025 年 10 月 16 日（木曜日）
④ 買付け等の期間	2025 年 10 月 16 日（木曜日）から 2025 年 11 月 13 日（木曜日）まで（20 営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 8,782 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと、2025 年 7 月下旬に判断いたしました。

そこで当社は、2025 年 7 月下旬に、エイチ・ツー・オー リテイリングに対し、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、2025 年 8 月上旬に、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

それを受けて、当社は、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間でさらに協議を重ねた上で、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ熟慮検討した後、2025 年 8 月中旬に、本公開買付けのディスカウント率及び買付予定数の上限の具体的な条件についてエイチ・ツー・オー リテイリングと協議いたしました。

その中で、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、エイチ・ツー・オー リテイリングより、売却時期や株価水準等の状況を鑑みて、キャッシュ・フローその他に与える影響を考慮し、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する当社株式全て 8,797,852 株（2025 年 5 月 31 日時点の所有割合：5.19%）ではなく、そのうち、1,700,000 株（2025 年 5 月 31 日時点の所有割合：1.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

また、当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2025 年 10 月 14 日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して 10%のディスカウントとなる価格を本公開買付価格とすることをエイチ・ツー・オー リテイリングに提案し、エイチ・ツー・オー リテイリングから了承を得ました。なお、ディスカウント率は、本事例において 10%程度（9%超～10%）の事例が 64 件と最多であり、当社株式の株価ボラティリティを考慮してもディスカウント率 10%が適切であると判断しました。ディスカウントの

基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、直近の業績が十分に株価に反映されているものと考えられる市場価格とすることが望ましいと考え、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である 2025 年 10 月 15 日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日までの一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値ではなく、同日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値からディスカウントを行った価格を本公開買付け価格とすることとしました。

その結果、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、エイチ・ツー・オー リテイリングより上記条件にてその所有する当社普通株式 8,797,852 株（所有割合：5.19%）のうち、1,700,000 株（所有割合：1.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の覚書を交わすことといたしました。

また、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、エイチ・ツー・オー リテイリングが応募する旨の意向を表明している当社普通株式 1,700,000 株のうちの一部を取得することとなります。当社は、エイチ・ツー・オー リテイリングからは、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募する旨の意向を表明している当社普通株式 1,700,000 株の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式を取得する予定はなく、エイチ・ツー・オー リテイリングからは、市場で売却することを検討する旨の回答を 2025 年 10 月 15 日に得ております。また、エイチ・ツー・オー リテイリングからは、本公開買付けに対して応募しない 7,097,852 株（所有割合：4.19%）については現時点における処分等については未定であり、今後の選択肢について検討する方針であることを確認しております。

以上を踏まえ、当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される会社法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付け価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である 2025 年 10 月 15 日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 9,758 円に対して 10%ディスカウントを行った価格 8,782 円とすることを決議し、同日付でエイチ・ツー・オーリテイリングとの上記覚書を締結いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数は、エイチ・ツー・オー リテイリング以外の株主にも応募の機会を提供するという観点及び本事例において応募予定株式数に 15%以上のバッファを上乗せした事例も存在することを踏まえ、1,700,000 株に一定のバッファを上乗せした 2,000,000 株（所有割合：1.18%）を上限としております。

また、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、当社の取締役である嶋田泰夫は、本書提出日現在エイチ・ツー・オー リテイリングの取締役を兼務していることから、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてエイチ・ツー・オー リテイリングとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

なお、本公開買付け価格である 8,782 円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 9,758 円に対して 10.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同じとします。）ディスカウントした金額、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値 9,606 円に対して 8.58%ディスカウントした金額、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値 9,534 円に対して 7.89%ディスカウントした金額、同日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値 8,718 円に対して 0.73%のプレミアムを加えた金額になります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいと、2025 年 7 月下旬に判断いたしました。

そこで当社は、2025 年 7 月下旬に、エイチ・ツー・オー リテイリングに対し、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格に対してディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、2025 年 8 月上旬に、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

それを受けて、当社は、エイチ・ツー・オー リテイリングとの間でさらに協議を重ねた上で、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ熟慮検討した後、2025 年 8 月中旬に、本公開買付けのディスカウント率及び買付予定数の上限の具体的な条件についてエイチ・ツー・オー リテイリングと協議いたしました。

その中で、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、エイチ・ツー・オー リテイリングより、売却時期や株価水準等の状況を鑑みて、キャッシュ・フローその他に与える影響を考慮し、エイチ・ツー・オー リテイリングが保有する当社株式全て 8,797,852 株（2025 年 5 月 31 日時点の所有割合：5.19%）ではなく、そのうち、1,700,000 株（2025 年 5 月 31 日時点の所有割合：1.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

また、当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（2025 年 10 月 14 日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して 10%のディスカウントとなる価格を本公開買付価格とすることをエイチ・ツー・オー リテイリングに提案し、エイチ・ツー・オー リテイリングから了承を得ました。なお、ディスカウント率は、本事例において 10%程度（9%超～10%）の事例が 64 件と最多であり、当社株式の株価ボラティリティを考慮してもディスカウント率 10%が適切であると判断しました。ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、直近の業績が十分に株価に反映されているものと考えられる市場価格とすることが望ましいと考え、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である 2025 年 10 月 15 日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日までの一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値ではなく、同日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値からディスカウントを行った価格を本公開買付価格とすることとしました。

その結果、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、エイチ・ツー・オー リテイリングより上記条件にてその所有する当社普通株式 8,797,852 株（所有割合 5.19%）のうち、1,700,000 株（所有割合 1.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の覚書を交わすことといたしました。

また、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、エイチ・ツー・オー リテイリングが応募する旨の意向を表明している当社普通株式 1,700,000 株のうちの一部を取得することとなります。当社は、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募する旨の意向を表明している当社普通株式 1,700,000 株の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式を取得する予定はな

く、エイチ・ツー・オー リテイリングからは、市場で売却することを検討する旨の回答を 2025 年 10 月 15 日に得ております。また、エイチ・ツー・オー リテイリングからは、本公開買付けに対して応募しない 7,097,852 株（所有割合：4.19%）については現時点における処分等については未定であり、今後の選択肢について検討する方針であることを確認しております。

以上を踏まえ、当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される会社法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付け価格を、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である 2025 年 10 月 15 日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 9,758 円に対して 10%ディスカウントを行った価格 8,782 円とすることを決議し、同日付でエイチ・ツー・オーリテイリングとの上記覚書を締結いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数は、エイチ・ツー・オー リテイリング以外の株主にも応募の機会を提供するという観点及び本事例において応募予定株式数に 15%以上のバッファを上乗せした事例も存在することを踏まえ、1,700,000 株に一定のバッファを上乗せした 2,000,000 株（所有割合：1.18%）を上限としております。

また、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、当社の取締役である嶋田泰夫は、本書提出日現在エイチ・ツー・オー リテイリングの取締役を兼務していることから、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてエイチ・ツー・オー リテイリングとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

（４）買付予定の株券等の数

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,000,000（株）	—（株）	2,000,000（株）

（注１） 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（2,000,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（2,000,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に自己株式を買い取るがあります。

（５）買付け等に要する資金

金 17,587,000,000 円

（注） 買付予定数（2,000,000 株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
2025年12月8日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限りま。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2025年11月13日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、2025年10月15日付で「2026年2月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」を発表しております。当該発表に基づく、当社の決算短信の概要は以下

のとおりです。なお、当該発表の内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

(ア) 損益の状況 (連結)

会計期間	2026 年 2 月期 (第 2 四半期連結累計期間)
営業収入	191,677 百万円
営業利益	41,146 百万円
経常利益	42,192 百万円
親会社株主に帰属する中間純利益	33,450 百万円

(イ) 1 株当たりの状況 (連結)

会計期間	2026 年 2 月期 (第 2 四半期連結累計期間)
1 株当たり中間純利益	197.27 円

- ③ 当社は、2025 年 10 月 15 日付で「2026 年 2 月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

(ご参考) 2025 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 169,571,665 株

自己株式数 6,428,335 株

以 上